

加古川市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「加古川市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただく必要があります。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、加古川市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび貴庁における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、貴市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

1. 私は、次に掲げるいずれの者にも該当しません。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者。
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者。
 - (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当すると認められた日から 3 年を経過していない者。
2. 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (2) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (3) 契約の履行をしないこと。
 - (4) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴市に認められること。
 - (5) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (6) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (7) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
3. 私は、貴市の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および貴市の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

加古川市インターネット公有財産売却 ガイドライン

第1章 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 一般競争入札に係る物品に関する事務に従事する加古川市職員。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者および第2項各号に該当すると認められた日から3年を経過していない者。

参考 地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) 日本語を完全に理解できない者。
- (4) 公有財産売却の参加仮申し込みの時点で 18 歳未満の者。
- (5) 加古川市が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者。
- (6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者。

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって加古川市が執行する一般競争入札(以下「入札」という。)の手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、一定期間加古川市の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」という。)上の公有財産売却の物件詳細画面や加古川市において閲覧に供されている入札の公告などを確認したうえで公有財産売却に参加してください。
また、入札の前に加古川市が実施する現地説明会において、購入希望の財産を確認してください。
- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。
- (6) 公有財産売却においては、特定の物件(売却区分)の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 個人情報の取り扱い

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
 - ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録している住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
 - イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報および KSI 官公庁オークションログイン ID (以下「ログイン ID」という。)に登録されているメールアドレスを加古川市に開示され、かつ加古川市がこれらの情報を加古川市文書取扱規程等に基づき、保管すること。
- ※加古川市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレス(フリーメールアドレスを除く)に、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

- ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。
 - エ. 加古川市が収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用すること。
- (2) 加古川市が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は加古川市になります。

第 2 章 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込み

(1) 参加仮申し込み

売却システムの画面上で、住民登録している住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

※法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります

(2) 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、加古川市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、発行後 3 ヶ月以内の住民票の写し（コピー可）（参加者が法人の場合は、法人登記事項証明書（コピー可））を添付のうえ、加古川市に送付してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）

2. 入札保証金の納付

(1) 入札保証金

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金額です。入札保証金は、加古川市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

- ア. 入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。
- イ. 入札保証金の納付は、「クレジットカードによる納付」のみです。
- ウ. 入札保証金には利息を付しません。

エ. 原則として、入札開始 2 開庁日前までに加古川市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

(3) クレジットカードによる納付方法及び内容

ア. 参加申込者は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。

イ. 参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。

ウ. 参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

エ. 参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

オ. VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります)

カ. 法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

(4) 入札保証金の没収

落札者が契約締結期限までに加古川市の定める契約を締結しない場合、落札者が納付した入札保証金は没収し、返還しません。

(5) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

第 3 章 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

加古川市は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、加古川市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア. 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ. 加古川市から落札者への連絡

- ・落札者には、加古川市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレス（フリーメールアドレスを除く）に、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。
- ・加古川市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、加古川市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。
- ・当該電子メールに表示されている整理番号は、加古川市に連絡する際や加古川市に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

加古川市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

ア. 売却の決定金額

- ・落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ. 契約の締結及び提出書類

・加古川市が送付する契約書に必要事項を記入・押印後、印鑑登録証明書（コピー不可）（落札者が法人の場合は印鑑証明書（コピー不可））及び市町村が発行する身分証明書（コピー不可）（落札者が法人の場合は不要）を添付のうえ、加古川市に提出してください。

ウ．落札者が契約を締結しなかった場合

・落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加条件を満たしていない場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限

落札者は、売払代金の残金納付期限までに加古川市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに加古川市が納付を確認できることが必要です。

ア．加古川市が用意する納付書による納付

イ．加古川市が指定する口座への銀行振込

5. 落札者以外への入札保証金の返還

(1) 落札者以外に納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

(2) 入札保証金返還の方法および返還に要する期間

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第4章 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡し

加古川市は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

契約の際には加古川市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、契約金額に応じた収入印紙を貼付し、直接持参または郵送してください。（自動車・物品の場合は、収入印紙は不要です。）なお、落札者が契約締結期限内に契約を締結しない場合は、落札はその効力を失うことになります。

自動車・物品は、売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状有姿のままで、加古川市が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2. 自動車の権利移転の手続き

- (1) 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。
- (2) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。
- (3) 自動車NOx・PM法における規制対象車両は、NOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。自動車NOx・PM法および条例などの法令により、使用規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

3. 留意事項

落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など加古川市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

落札者は、この契約締結後において、物品に隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由として売払代金の減免もしくは損害賠償又は契約の解除をすることはできません。

4. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用負担

権利移転に伴う費用（登録費用および印紙代、郵送料など）は全て落札者の負担となります。

第5章 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

- ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合
- イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

公有財産売却の全体の中止及び特定の公有財産売却の売却区分（売却財産の出品区分）の中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、加古川市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、加古川市は損害の種

類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、加古川市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、加古川市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、加古川市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、加古川市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず加古川市は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

加古川市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、加古川市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、加古川市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、加古川市に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。

- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限りです。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格）X0208 をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9. 加古川市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

加古川市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、加古川市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

10. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、加古川市が掲載したものでない情報については、加古川市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。